

## 産業労働部関係功労者表彰要綱

### 1 目的

この要綱は、産業労働関係事業の発展のために献身的な活動を続けその功績が特に顕著で他の模範となる個人又は団体を表彰することによって、その労苦に報いるとともに、産業労働関係事業の発展を図ることを目的とする。

### 2 表彰の基準及び時期等

被表彰者は、本県の産業労働関係事業の推進のために貢献し、その功績が特に顕著である個人又は団体とし、表彰の基準及び時期等は原則として別紙「産業労働部表彰種別一覧表」に定めるところによる。

### 3 表彰の種類

表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 知事表彰（岡山県表彰規程に基づくもの）
- (2) 知事感謝状又は知事賞
- (3) 産業労働部長表彰
- (4) 産業労働部長感謝状、産業労働部長賞又は産業労働部長奨励賞

### 4 推薦手続

表彰担当課は、推薦調書等を定めた推薦要領を示し、関係機関から推薦を受けるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月21日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年11月8日から施行する。

この要綱は、平成26年2月25日から施行する。

この要綱は、平成26年12月15日から施行する。

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。

産業労働部表彰種別一覧表（抜粋）

功績内容	表彰の種類	対象者	表彰		備考	表彰時期
			知事表彰	基長表彰		
職業能力開発事業 功勞	おかややま未来の匠奨励賞（若年技能者等産業労働部長奨励賞）	若年技能者		産業労働部長表彰	その他 35歳未満で、一定の技能を有し後進の育成に努めるなど、若い世代にとり技能向上の模範であり、次のいずれかに該当する者 1. 一定規模の参加者がある全国大会（技能の優劣を争うものに限る）において入賞している者 2. 1の全国大会へ出場するための地方予選大会（県大会以上のものに限る）があるものについては、同大会で1位となった者 3. 1又は2に準ずるものとして特に認められる者	